

登録申請（更新含む）添付書類

(その1)

	番号	書類等の名称	備 考	法人	個人
登 録 申 請 書	①	別紙様式第1号 第1面	(表紙) ・申請者住所 法人：登記簿上の本店所在地 個人：代表者の住所地 ・電話番号 場所を特定する電話番号に限る	○	○
	②	第2面	(登録の区分等) ・住所欄 第1面に同じ	○	○
	③	第3面	(重要な使用人) ・支配人・本店長・支店長・営業所長・事務所 長・責任者、その他名称の有無を問わず、業務 を統括する者 ・ない場合は「該当なし」と記載	○	○
	④	第4面	(営業所等の名称及び所在地) ・所在地は、ビル名、階数、部屋番号等、でき るだけ詳細に記載	○	○
	⑤	第5面	(電話番号その他の連絡先等) ・電話番号、ホームページアドレス等で広告・ 勧誘等に使用する連絡先 ・携帯電話番号等は除く	○	○
	⑥	第6面	(業務の種類)	○	○
	⑦	第7面	(業務の方法)	○	○
	⑧	第8面	(他に行っている事業の種類)	○	○
	⑨	第9面	宮崎県収入証紙（150,000円） *県庁本館1階で販売しています。	○	○
添 付 書 類	⑩	誓約書	・別紙様式第1号の2により作成したもの ・法人の場合は代表者が署名 ・個人申請は「並びに…役員」を二重線で消す	○	○
	⑪	本人確認書類の写し	運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証 明書、個人番号カード、その他の官公署が発行 した氏名・住所・生年月日の記載がある写真付 の公的証明書又はこれに類するもの ・法人の場合、その役員及び重要な使用人に係 るもの ・個人の場合、その者及び重要な使用人に係る もの (別記様式第2号第2面により作成)	○	○
	⑫	営業所等に係る登記事 項証明書	登記事項証明書の徴収が困難な場合はそれに代 わる書面	△	△
	⑬	営業所等の地図		○	○
	⑭	営業所等の見取図		○	○
	⑮	営業所等の写真	・営業所等の外観の写真（マンション等は部屋 の出入口の写真も必要） ・営業所内の写真	○	○

※注 ○～必要、－～不要、△～内容に応じて必要

(その2)

		書類等の名称	備 考	法人	個人
添 付 書	⑯	使用承諾書又は賃貸借契約書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・非協会員が営業所等を賃借する場合 ・自己所有であれば、建物の登記簿謄本または、固定資産税課税通知書（課税証明書、公課証明書・・・課税物件明細の記載があるもの） ・所有者が申請者以外の者であれば、上記書類に加えて所有者からの使用承諾書（貸金業の営業所として使用することを承諾する旨の記載のあるもの） ・マンション等であれば、賃貸借契約書、使用承諾書（使用承諾書については、更新時は不要） 	△	△
	⑰	住民票の抄本	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（未成年の場合は法定代理人を含む）・役員・重要な使用人・貸金業務取扱主任者は提出が必要（各個人ごと） 	○	○
	⑱	市区町村発行の <u>身分証明書</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者・役員・重要な使用人・貸金業務取扱主任者に係る法第6条第1項第2号に該当しない旨の官公署の証明書（本籍地の市町村役場で発行、外国人である場合には、施行規則別紙様式1号の2により作成した誓約書） 	○	○
	⑲	履歴書	施行規則別紙様式第2号により作成した登録申請者、役員及び重要な使用人のもの	○	○
	⑳	役員の <u>登記事項証明書</u> （法人の沿革）	役員が法人である場合（沿革は別紙様式第2号の2により作成）	△	—
	㉑	定款又は寄付行為	人格のない社団または財団の場合は、定款又は寄付行為に準ずるもの	○	—
	㉒	会社の <u>登記事項証明書</u> （履歴事項全部証明書）	事業目的に貸金業又は金融業とあるもの	○	—
類	㉓	株主若しくは社員の名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・施行規則別紙様式第3号により作成した書面 ・1 欄：保有する議決権の多い順に5名（法人を含む）記載、25/100 を超える出資金額を保有している個人も記載（25/100 を超える出資金額を保有している個人は、申請書第2面の役員欄に「出資者」「株主」等と記載） ・2 欄：親会社（子会社の25/100 を超える出資金額を保有している法人）の場合は、親会社の保有する議決権の多い順に2名（法人を含む）記載 その内、50/100 を超える個人が居る場合は、申請書第2面の役員欄に「親会社の出資者」「親会社の株主」等と記載 ・1,2 欄とも該当無ければ、該当無しと記載 	○	—
	㉔	代理店契約書又はこれに代わる書面	代理店がある場合	△	△
	㉕	登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名及び生年月日等を記載した書面	<ul style="list-style-type: none"> ・施行規則別紙様式第3号の2により作成した書面 ・元号、性別、種別についてはアルファベットで記入 	○	○

(その3)

		書類等の名称	備 考	法 人	個 人
添 付 書 類	②⑥	貸借対照表又はこれに代わる書面	<ul style="list-style-type: none"> ・登録申請の日を含む事業年度の前事業年度のもの ・登録申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の成立の時に作成したもの *添付書類の例 法人税の確定申告書（税務署の受付印が押印されているもの）及び確定申告書に添付した貸借対照表の写し	○	—
	②⑦	財産に関する調書	施行規則別紙様式第4号により作成したもの *添付書類の例 <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金の場合は、取引先の金融機関が発行する残高証明書 ・有価証券の場合は、取引先の証券会社が発行する取引残高証明書 ・土地または建物の場合は、市町村が発行する固定資産評価証明書または不動産鑑定士が作成した鑑定評価書の写し ・貸付金があれば、貸付金債権台帳(帳簿等)の写し ・借入金がある場合は、金融機関が発行する残高証明 ・個人で青色申告をしている場合は、所得税の確定申告書（所得税青色申告書決算書及び収支内訳書を含む）の写し（一般申告の場合は写し） 	—	○
	②⑧	貸金業務取扱主任者の登録完了通知の写し	貸金業法第12条の3第1項の規定により営業所等ごとに置かれる貸金業務取扱主任者に係る第26条の5第3第1項の書面の写し	○	○
	②⑨	営業所等ごとの貸付けの業務の経験者各1人の <u>業務経歴書</u> *貸付け業務の内容をチェック	<ul style="list-style-type: none"> ・施行規則別紙様式第4号の2により作成したもの ・法人の場合：常勤役員の中に貸付の業務に3年以上従事した経験を有する者があること ・個人の場合：申請者が貸付の業務に3年以上従事した経験を有する者であること ・営業所等毎に、貸付の業務に1年以上従事した経験を有する者があること *添付書類の例 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者記録照会回答票(社会保険事務所で発行) ・雇用保険被保険者資格取得届出確認照会書(ハローワークで発行) ・源泉徴収票(申請者または常勤役員:3年分以上、営業所等の貸付け業務経験者:1年分以上) 	○	○
	③⑩	貸金業の業務に関する組織図		○	○
	③⑪	貸金業の業務に関する社内規則		○	○
	③⑫	会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面	登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度のもの（会計監査人設置会社若しくは公認会計士又は監査法人の監査を受けている法人）	△	—
	③⑬	指定紛争解決機関との契約締結等の状況		○	○

※注 官公署が証明する書類の場合は3ヶ月以内のもの

貸金業新規登録申請について

1 登録区分について

貸金業を営もうとするには、貸金業法に基づく登録を受けなければなりません。登録には、都道府県知事登録と財務局長登録があります。

- *都道府県知事の登録：1つの都道府県に営業所や事務所を設置する場合
 - *財務局長の登録：2つ以上の都道府県にわたって営業所等を設置する場合
- また、登録は、3年に1度、更新する必要があります。

2 申請にあたっての留意事項

新規で貸金業申請を行う場合、次のとおり、貸付業務に従事した経験が必要となります。

- *個人登録の場合：申請者が、貸付業務に3年以上従事した経験
- *法人登録の場合：常勤役員に、貸付業務に3年以上従事した経験

また、個人登録、法人登録を問わず、営業所ごとに、貸付業務に1年以上従事した経験のある者が1名以上居ることが必要となります。

3 登録を拒否される場合

登録を受けようとする方が、次のいずれかに該当する場合は、登録を拒否されます。

登 録 拒 否 事 由	
(1)	心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者（精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
(2)	破産者で復権を得ないもの
(3)	貸金業法第24条の6の4第1項、第24条の6の5第1項又は第24条の6の6第1項（第1号に係る部分に限る）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供に関する法律第38条第1項の規定により同法第12条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る）を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
(4)	禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
(5)	貸金業法等に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
(6)	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
(7)	貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
(8)	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記の（1）から（7）までのいずれかに該当するもの
(9)	法人でその役員又は政令で定める使用人のうち上記の（1）から（7）までのいずれかに該当する者があるもの
(10)	個人で政令で定める使用人のうち上記の（1）から（7）までのいずれかに該当する者があるもの
(11)	暴力団員等がその事業活動を支配する者
(12)	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
(13)	営業所ごとに貸金業務取扱主任者を置かない者
(14)	財産的基礎を有しない者（5000万円以上）
(15)	貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者
(16)	他に営む業務が公益に反すると認められる者

また、登録申請書又はその添付書類のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合も同様です。

